京都市契約事務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成２６年６月６日

京都市長　　門　川　大　作

京都市規則第　３　号

京都市契約事務規則の一部を改正する規則

京都市契約事務規則の一部を次のように改正する。

目次中「第２８条の１１」を「第２８条の１２」に，「第２８条の１２」を「第２８条の１３」に改める。

第４条第１項中「結果を」の右に「文書により」を加え，「とともに，当該資格を有する者については，一般競争入札有資格者名簿に登載する」を削り，同項に後段として次のように加える。

この場合において，当該資格を有しないと認める旨の通知をするときは，当該通知にその理由を付記するものとする。

第４条第２項を同条第３項とし，同条第１項の次に次の１項を加える。

２　市長は，前項の資格を有すると認める者については，一般競争入札有資格者名簿に登載するものとする。

第２２条第１項中「結果を」の右に「文書により」を加え，「とともに，当該資格を有する者については，指名競争入札有資格者名簿に登載する」を削り，同項に後段として次のように加える。

この場合において，当該資格を有しないと認める旨の通知をするときは，当該通知にその理由を付記するものとする。

第２２条第２項中「第４条第２項」を「第４条第３項」に改め，同項を同条第３項とし，同条第１項の次に次の１項を加える。

２　市長は，前項の資格を有すると認める者については，指名競争入札有資格者名簿に登載するものとする。

第６章中第２８条の１２を第２８条の１３とする。

第２８条の１１第１項各号列記以外の部分中「の各号」を削り，同項第６号中「第２８条の６第２項」を「第２８条の７第２項」に改め，第５章中同条を第２８条の１２とする。

第２８条の１０第１項各号列記以外の部分中「の各号」を削り，同項第７号中「第２８条の４第１項」を「第２８条の５第１項」に改め，同条を第２８条の１１とする。

第２８条の９を第２８条の１０とする。

第２８条の８各号列記以外の部分中「の各号」を削り，同条第６号を同条第７号とし，同条第５号の次に次の１号を加える。

⑹　電子入札システムを使用して入札の手続を行う場合にあっては，その使用に関する事項

第２８条の８を第２８条の９とし，第２８条の７を第２８条の８とする。

第２８条の６第１項中「第２８条の４第１項」を「第２８条の５第１項」に改め，同条を第２８条の７とする。

第２８条の５各号列記以外の部分中「の各号」を削り，同条第１号中「(特例政令第２条第２号に規定する物品等をいう。以下同じ。)」及び「(同条第３号に規定する特定役務をいう。以下同じ。)」を削り，同条を第２８条の６とする。

第２８条の４第１項中「第７条」を「第７条第１項」に改め，同条を第２８条の５とする。

第２８条の３第１項本文中「２４日前」の右に「(最初の契約に係る公告において当該契約以外の契約に係る公告を２４日前までに行う旨を公告した場合に限る。)」を加え，同条を第２８条の４とする。

第２８条の２中「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(以下「特例政令」という。）の規定が適用される調達契約（以下「」,「」という。)」及び「これらの規定による資格の審査の申請（以下「」を削り，同条を第２８条の３とし，第５章中同条の前に次の１条を加える。

（競争入札の参加者の資格に関する告示)

第２８条の２　市長は，地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（以下「特例政令」という。）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の締結が見込まれる場合に第２条第１項又は第２０条第１項の規定による告示をするときは，これらの規定に規定する資格のほか，次に掲げる事項についても，告示するものとする。

⑴　調達をする物品等（特例政令第２条第２号に規定する物品等をいう。以下同じ。）又は特定役務（同条第３号に規定する特定役務をいう。以下同じ。）の種類

⑵　当該資格の有効期間及び当該有効期間の更新の手続並びに当該資格に関する文書を入手するための手段

⑶　第３条又は第２１条の規定による申請（以下「資格審査の申請」という。）の方法

附　則

この規則は，公布の日から施行する。

（行財政局財政部契約課）